# 宇部市×実証実験事業応援制度 募集要項

#### 1 目的

本市は、多様な主体が一緒になって地域課題に取り組むことにより、新しい宇部の 未来を共に創造していく「共創によるまちづくり」を推進しています。

市民や企業及び団体が取り組む、社会課題の解決や市民生活の向上などに向けた取組の社会実装を後押しすることで、本市の将来都市像「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部」の実現を目指します。

## 2 事業概要

市民や企業及び団体が、本市を実証フィールドとして自ら取り組む、持続可能で革新的な取組等につながる実証実験事業を全国から募集します。採択された事業は、「宇部市公認事業」として支援を行います。

# 3 募集内容

(1) 対象者

以下の①~④の全ての要件を満たす者(以下、「実施者」という。)とします。

- ① 事業の実施主体となる意思がある個人、企業及び団体など
  - ※実施者の所在地は問いません。
  - ※成年年齢(18歳)に達していない実施者が応募を希望する場合は、成年年齢に達した実施者を1人以上含めた団体で申請してください。
- ② 実証実験後は必ずしも本市内で展開していただく必要はないが、市が主催する 事業やイベント等において同一事業を通じた協力ができること。
- ③ 宇部市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2) 対象事業

新たなビジネス創出に向けて、自らが有するアイデアやノウハウを活かして取り 組む実証実験事業などとします。

- ※ただし、以下の場合は除きます。
- ①本市に新たな財政負担が生じるもの

- ②不法行為、公序良俗に反する目的のもの
- ③宗教活動・政治活動等、特定の思想信条の普及を目的としたもの
- ④単に製品又はサービスの斡旋を求めていると認められるもの
- ⑤市民及び消費者に著しい不利益が発生するおそれのあるもの
- ⑥その他、宇部市が支援を行うことがふさわしくないと判断したもの

# 4 支援内容

採用された事業は「宇部市公認事業」とし、次の支援を行います。

- (1) 「宇部市公認事業」としての広報活動が可能
- (2) 本市をフィールドとして提供
- (3) 市・県・国の補助金及び助成金、支援施策などの関連情報を提供
- (4) 市ウェブサイトやSNS等を活用した広報 など

#### 5 実証実験事業期間及び支援期間

実証実験事業期間の制限は設けません。ただし「宇部市公認事業」としての支援は、 同一事業において最大2年間とします。これを超えて支援を希望する場合は、再度申 請をしてください。

#### 6 申請から事業開始までの流れ

(1) 申請

申請希望の方は、以下①~③の書類を、後述する提出先へご提出ください。

- ① 申請書(様式1)
- ② 誓約書 (様式2)
- ③ 実証実験事業計画書(任意様式) ※サンプル様式あり

# (2) 審査

一次審査	書類審査
二次審査	10 分程度のプレゼンテーション
	※一次審査を通過した実施者のみが対象です。
	※宇部市内で開催される審査会に現地参加していただきます。
	※審査会の詳細は一次審査の通過時にお知らせします。

※一次審査及び二次審査に関する審査基準は、別表「審査基準」のとおりです。

#### (3) スケジュール

募集 電子メールにて必要書類を提出ください。(要到達確認) (随時) 提出先電子メール: co-creation@city.ube.yamaguchi.jp 受 付 必要に応じて申請内容を確認します。 締切り 対象月末(17時)で締め切り、 翌月(4月、7月、10月、1月)に審査を行います。 6、9、12、3月 審査及び 申請事業に対し、一次審査及び二次審査を行います。 選考 採用 審査を通過した事業を、宇部市公認事業として採用します。 事業開始後、宇部市公認事業として支援します。 事業開始 (同一事業において最長2年間)

例)受付:6月末締切り

審査及び選考:一次審査 7月中旬

二次審查 7月下旬

採否結果通知:7月末

## 7 その他

- (1) 実証の成果として得られた特許等は、実施者に帰属します。
- (2) 採択された実証実験の概要は、市ウェブサイトや専用サイト等で公開します。
- (3) 実施者が自ら情報発信を行う場合や、メディアから取材を受けた場合等については、宇部市公認事業である旨を説明してください。

#### 8 提出先・問い合わせ先

宇部市総合政策部連携共創推進課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8891

メール co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

# 別表 審査基準

# <一次審査(書類)>

# (1) 審査項目及び視点

提出された実証実験計画書に対して、次に掲げる項目、視点等を基準として審査を行う。

No.	項目(点数)	視点
1	整合性	・実証実験の目的及び内容が、社会課題や本市の地域課題の解決に寄与す
	(20 点)	るものであるか。
2	新規性	・新たな発想や技術、独自ノウハウ等を活用した先進的な事業内容か。
	(20 点)	
3	実現性	・実施者の技術や体制、実施環境、社会情勢等を鑑みて実現性があるか。
	(20 点)	・実証実験のスケジュールが計画的であり期間内で実施可能か。
4	自立性	・実証実験で得られるデータの検証及び今後の活用方法が明確か。
	(20 点)	・事業化する上での課題が明確であり、その課題解決のための実証実験と
		なっているか。
5	期待性	・本市において前例がない事業内容か。
	(20 点)	・市民や地元企業、団体等の参画及び連携が期待できる内容か。
	100 点	合計

# (2) 配点

審査は評価項目ごとの得点の合計で行い、配点ごとの評価基準は次のとおりとする。

評価	配点 20 点
大変優れているもの	20
概ね優れているもの	15
特に問題がないもの	10
一部に難点があり、支障があるもの	5
難点が多く、妥当性を欠くもの	0

# (3)採否判定

総合点数は 100 点とし、各審査員の平均点が 50 点を満たす実証実験計事業を、二次審査対象として 選定する。

# <二次審査(プレゼンテーション)>

# (1)審査項目及び視点

提出された実証計画書及びプレゼンテーションでの発表内容に対して、次に掲げる項目、視点等を基準として審査を行う。

No.	項目(点数)	視点
1	整合性	・実証実験の目的及び内容が、社会課題や本市の地域課題の解決に寄与す
	(20 点)	るものであるか。
2	新規性	・新たな発想や技術、独自ノウハウ等を活用した先進的な事業内容か。
	(20 点)	
3	実現性	・実施者の技術や体制、実施環境、社会情勢等を鑑みて実現性があるか。
	(20 点)	・実証実験のスケジュールが計画的であり期間内で実施可能か。
4	自立性	・実証実験で得られるデータの検証及び今後の活用方法が明確か。
	(20 点)	・事業化する上での課題が明確であり、その課題解決のための実証実験と
		なっているか。
5	期待性	・本市において前例がない事業内容か。
	(20 点)	・市民や地元企業、団体等の参画及び連携が期待できる内容か。
		・市民や市内企業等に対する不利益はないか。
		・実証実験を本市で実施したい想いが強くあるか。
	100 点	合計

#### (2)配点

審査は評価項目ごとの得点の合計で行い、配点ごとの評価基準は次のとおりとする。

評 価	配点 20 点
大変優れているもの	20
概ね優れているもの	15
特に問題がないもの	10
一部に難点があり、支障があるもの	5
難点が多く、妥当性を欠くもの	0

# (3)採否判定

総合点数は100点とし、各審査員の平均点が60点を満たす実証実験計事業に対し、審査員による協議を行い宇部市公認事業を選定する。